

「会費改定に関する重要なお知らせ」に対するご意見と回答

会費改定に関する重要なお知らせにつきまして、令和6年12月17日より令和7年1月31日までの間、会員よりご意見シート受付期間を設け、多岐にわたる貴重なご意見をいただきました。お忙しいところご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

頂戴しましたご意見は、令和7年度の総会資料に活用させていただくと共に、今後の協会活動にも活かして参ります。

ご意見とそれに対する回答・対応策は以下の通りです。

No.	ご意見	回答及び対応策
1	今回の改定案では、建築士の数が基準となっています。正会員の一種も二種も同様の扱いはおかしいと思います。二種会員で施工管理に携わる人も建築士は多数在籍しています。	(一社)熊本県建築士事務所協会定款、第3章第5条(法人の構成員)にて、建築士法に基づき熊本県知事から指定を受けた指定事務所登録機関の登録を受けた建築士事務所の開設者を正会員としており、会員は正会員(一種・二種)と賛助会員の区別としております。ご理解とご協力をお願いいたします。
2	入会金の免除を長く続けられています。財政的に苦しいのであれば、規定通りに徴収すべきだと思います。	会員増強キャンペーンとして令和2年度から令和6年度まで入会金の免除を続けてまいりました。ご指摘の通り、厳しい財政状況が続くことが想定されますが、最優先事項は新規会員の増強が大事と考えております。それらを含めて総合的に勘案し、令和7年度予算にあたり入会金徴収について引き続き検討してまいります。
3	1人と5人以上の差が余りにも少ないような気がします。	会員の皆様のご負担が急激に増大しないよう、可能な限り値上げ幅を抑えました。今後も随時会費検討を行い、安定的な運営を行えるよう適宜判断してまいります。
4	会費値上げについて、賛同します。異議なし。	会員の皆様にはご負担をおかけすることになり大変恐縮ですが、今後とも協会一丸となり、時代の変化を踏まえたより充実したサービスと有益な情報の提供に努めてまいります。